申請書の作成要領**（裏面有り）**

**※は様式があります。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書　類　の　名　称 | 様 　　式 | 法第２９条  附則第４項 | | | 法第42条 | 法第43条 | 備 考 |
| 自居用 | 自業用 | その他用 |
| ※ | 開発許可申請書 | 省令様式第２ | □ | □ | □ | × | × |  |
| ※ | 予定建築物以外の建築等許可申請書 | 市細則第１３号様式 | × | × | × | □ | × |  |
| ※ | 建築許可申請書 | 省令様式第９ | × | × | × | × | □ |  |
| ※ | 設計説明書 | 市細則第３号様式 | × | □ | □ | × | × |  |
|  | 委任状 |  | □ | □ | □ | □ | □ | 本人申請以外  申請者の記名＋押印又は署名が必要 |
| ※ | 資金計画書 | 省令様式第３ | × | □ | □ | × | × | 当該開発行為に関する収支計画、年度別資金計画等（自業用については、開発規模１ｈａ以上の場合） |
|  | 地番表（３筆以上の場合） |  | □ | □ | □ | □ | □ | 地番の若い順に町名、地番、地積（公簿）、  所有権者その他の権利者を記入すること。 |
|  | 公共施設管理者の同意書 |  | □ | □ | □ | × | × | 市町および必要に応じて国又は県に同意を求める書ならびに協議書を提出し、その同意および協議書を添付すること。 |
| ※ | 公共施設管理予定者と協議経過書（３２条協議） |  | □ | □ | □ | × | × |
| ※ | 関係権利者の同意書 | 市細則第４号様式 | □ | □ | □ | □ | □ | 開発区域内及び開発区域外における関連工事の区域内の土地又は工作物について開発行為の施設又は工事の実施の妨げとなる所有権、地上権、抵当権等の権利者の同意書（実印での押印及び各権利者の印鑑証明書を添付すること） |
|  | 国有地の区域編入同意書 |  | □ | □ | □ | × | × | 当該開発区域内に国有地が存する場合のみ添付 |
|  | （共同井による給水）  保健所の水質検査合格証 |  | × | □ | □ | × | × |  |
|  | 消防協議の経過を示す書面 |  | × | □ | □ | × | × |  |
|  | 開発区域外の工事施工許可書等 |  | □ | □ | □ | □ | □ |  |
|  | 開発区域内の土地登記事項証明書 |  | □ | □ | □ | □ | □ | 上記関係権利者の権利を明らかにした登記事項証明書 |
|  | 地積図（公図）の写し |  | □ | □ | □ | □ | □ | 法務局備付けの公図を写しとり、申請区域を赤線で囲み民有地以外は色別すること。（赤、青道等） |
| ※ | 設計者資格証明書 | 市細則第５号様式 | □ | □ | □ | × | × | 最終学校卒業証明書、実務経験証明書、主な設計経歴書など（開発規模１ｈａ以上の場合） |
| ※ | 申請者の資力及び信用に関する申告書  ①申請者の納税証明書  ②貸借対照表及び損益計算書  ③登記簿謄本（法人の場合）  住民票（個人の場合） | 市細則第１号様式 | × | □ | □ | × | × | 調書以外に業務経歴書、宅地建物取引業の免許証等の写し、預金残高証明書等を添付すること。  （自業用については、開発規模１ｈａ以上の場合） |
| ※ | 工事施行者の能力に関する申告書  ①経歴書  ②工事施工者の納税証明書  ③登記事項証明書  （法人の場合）  住民票（個人の場合） | 市細則第２号様式 | × | □ | □ | × | × | 調書以外に建設業の登録証明書等を添付すること。  （自業用については、開発規模１ｈａ以上の場合） |
|  | 法第３４条各号証明書及びその他指示する書類 |  | □ | □ | □ | □ | □ | 各号に該当する内容を証明又は説明する書類  （市街化調整区域のみ）  他の法令による許可、認可、証明等の写しで開発許可以前に必要なもの（表紙のその他必要事項の欄に記入のこと） |
|  | 現況写真 |  | □ | □ | □ | □ | □ | 申請地の範囲を赤囲いすること。作成者記入 |
| ※ | 地元説明報告書 |  | □ | □ | □ | □ | □ |  |

**申請書類の訂正を行う場合は、次のいずれかの方法にて行ってください。**

１．申請者が修正する場合は、訂正部分に二重線を引き、委任状と同じ印を押印するか、自署する。

２．委任状に受任者の自署がある場合は、訂正部分に二重線を引き、自署する。

３．委任状に受任者の押印がある場合は、訂正部分に二重線を引き、押印する。

４．訂正した図面・書類を添付する。